

# 公開質問書

令和 2 年 8 月 17 日

函南町議会議長 様

軽井沢 区長 渡邊 行康 印

ダイヤランド 区長 吉原 英文 印

函南町軽井沢メガソーラー建設計画について、以下の質問を致します。回答を文書にて、9月30日までにお願いします。

質問 1 函南町議会が令和 2 年 3 月定例会で日本共産党函南町委員会長 塚平 育世氏による「『軽井沢地区におけるメガソーラー建設計画』の林地開発に対する不許可を求める意見書提出に関する陳情について」(受付 令和 2 年 2 月 14 日) を可決し、意見書として静岡県へ届けたことは、令和 2 年 5 月 15 日付け発行の「函南町議会だより No177 号」にて広報されました。すでに令和 2 年 3 月 27 日に静岡県に提出されましたが、意見書の提出を受けた静岡県のその後の対応について、地元住民は大きな関心を持っています。意見書に基づく静岡県の不許可にむけた進捗状況あるいは動きについて説明していただきたい。

質問 2 函南町議会が令和 2 年 6 月定例会で自由民主党函南町支部長 長澤 務 氏による「『静岡県函南町軽井沢地区における大規模太陽光発電施設の設置』に関する FIT の認定取消しと大規模太陽光発電施設の設置に関し各自治体が設置を規制できる法制度の整備を求める意見書採択に関する陳情」(受付 令和 2 年 5 月 29 日) を可決し、意見書として国へ届ける旨の新聞記事が令和 2 年 6 月 20 日の静岡新聞、伊豆日日新聞に掲載されました。その後の国の対応について地元住民は大きな関心を持っています。意見書に対する、国の FIT 法認定取り消しの動きについて説明をいただきたい。

質問3 令和元年6月議会において、議案第41号 「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について」(以下「条例案」)を審議するにあたり、都市計画より函南町議会議員へ、条例の基本的考え方として事前説明資料が提供されました。(資料1：令和2年2月26日付け函都第156号による開示文書、資料2：令和2年2月5日付け函総第45号による開示文書)

これによると、都市計画課が令和元年5月8日の議員全員協議会に提供した資料(資料1)には、「届出等：着工日の60日前までに提出、町長の同意」と記載されています。その後、6月議会直前に総務課より議員に送付された資料(資料2)では、「届出等：法令の規定に基づく許認可等の申請又は届け出の前までに提出」と記載されています。

令和元年5月と6月の2度にわたる町議会議員への提供資料で大きく変更された、「着工日の60日前 → 法令の規定に基づく許認可等の申請又は届け出の前」の部分は、条例の根幹をなす重要な部分であるにも関わらず、変更された理由について都市計画課から町議会議員に詳細を説明した経緯はありません。また、この変更がいかに重大な運用の問題を引き起こすか議会で審議した記録もありません。令和元年6月議会においてこの重大な変更を審議せず、「条例案」が可決された経過に多くの町民は疑惑を持っています。函南町議会は、なぜ都市計画課から出された資料の重大な変更を見過ごしたのか、理由を示していただきたい。あえて変更に触れず、議事を進め原案を可決したのであれば、その理由を示していただきたい。

質問4 函南町議会は、林地開発の許可取り消しや国のFIT法認定取り消しの意見書を可決しました。函南町議会自ら、正面からメガソーラーの事業に向き合うための条例を議会で決めておきながら、なぜ、他力に頼った対処をしようとするのか。

令和2年3月議会における議員の質問を受けた行政の答弁、『函南町の条例と下田市、東伊豆町、河津町は「同意」に関して類似しており、函南町だけ特殊であるとは考えておりません。』との説明は、明らかに虚偽答弁であるにもかかわらず、それ以後、その誤りを議会が指摘する動きもない。函南町の条例解釈や運用が、他の市町に比べ大きく逸脱していることを、議会として行政に正す働きかけもせず、むしろ町の条例解釈や運用に追随する議会の姿勢に多くの町民は疑惑や危惧を持っています。この現状をどのように認識されているか示していただきたい。

以上

	<p>21) 津波浸水想定区域 22) 津波灾害警戒区域 23) 景観条例に定められた重点地区等 24) 風致地区 25) 埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>23) 景観重点地区 25) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>※抑制区域は規則で定める ※事業区域の全部又は一部が抑制区域内にある場合は、立地を同意しない。ただし、事業地及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと判断される場合は除外 ※必要に応じて函南町土地利用調査委員会の意見を聞くことができる</p>
届出等	着工日の 30 日前までに事業概要書及び着手届の提出	着工日の 60 日前までに提出、町長の同意
地域住民との協議	地域住民への説明会等実施結果報告書の提出	地元自治会等への説明に係る報告書の提出
完了届	完了届の提出	完了届の提出
維持管理の報告	翌年度の 4 月末までに稼働状況報告書の提出(毎年度末の積立状況報告)	翌年度の 4 月末までに毎年報告義務 ※撤去費の積立てと報告を義務付け
事業廃止の措置	事業終了届、撤去完了届の提出	事業廃止届の提出と施設の撤去、処分を義務付
立ち入り調査		必要に応じ報告、資料提出を求め立入調査を可
指導助言、勧告		必要な措置の指導、助言と勧告
公表	国のガイドラインの遵守事項の違反については、経済産業省へ情報提供を行うものとする	勧告に従わない場合は公表、経済産業省に情報提供
周知期間		概ね 3 ヶ月
施行日	平成 30 年 12 月 4 日公表	令和元年 10 月 1 日予定

	21) 津波浸水想定区域 22) 津波災害警戒区域 23) 景観条例に定められた重点地区等 24) 風致地区 25) 埋蔵文化財包蔵地	23) 景観重点地区  25) 埋蔵文化財包蔵地  ※抑制区域は規則で定める ※事業区域の全部又は一部が抑制区域内にある場合は、立地を同意しない。ただし、事業地及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと判断される場合は除外 ※必要に応じて函南町土地利用調査委員会の意見を聴くことができる
届出等	法令の規定等に基づく許認可等の申請又は届出の前までに提出	法令の規定等に基づく許認可等の申請又は届出の前までに提出
地域住民との協議	地域住民への説明会等実施結果報告書の提出	地元自治会等への説明に係る報告書の提出
完了届	完了届の提出	完了届の提出
維持管理の報告	翌年度の4月末までに稼働状況報告書の提出(毎年度末の積立て状況報告)	翌年度の4月末までに毎年報告義務 ※撤去費の積立てと報告を義務付け
事業廃止の措置	事業終了届、撤去完了届の提出	事業廃止届の提出と施設の撤去、処分を義務付
立ち入り調査		必要に応じ報告、資料提出を求め立入調査を可
指導助言、勧告		必要な措置の指導、助言と勧告
公表	国のガイドラインの遵守事項の違反については、経済産業省へ情報提供を行うものとする	勧告に従わない場合は公表、経済産業省に情報提供
周知期間		概ね3ヶ月
施行日	平成30年12月4日公表	令和元年10月1日予定